○財務省告示第三百五十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年十月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年十月二十八日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十二回	十三億円	百円七銭
〃	第十三回	九億円	九十九円五十銭
〃	第十四回	一億円	九十九円九十二銭
〃	〃	十四億円	九十九円五十二銭
〃	〃	一億円	九十九円七十四銭
〃	第十五回	一億円	九十九円七十四銭
〃	〃	十億円	九十九円八十一銭
合計	第四十八回	十億円	百五円五十九銭
〃	第四十七回	六億円	百二円六十九銭
〃	第四十五回	三十二億円	百二円七十五銭
〃	第四十二回	一億円	百二円四十一銭
〃	第四十回	三十億円	百三円四十銭
〃	〃	二億円	百二円九十一銭
〃	〃	十億円	百二円九十銭
〃	〃	十億円	百二円八十八銭
〃	第三十九回	二十億円	百二円八十五銭
〃	〃	十四億円	百円八銭
〃	第三十七回	五億円	百円五銭
〃	〃	五億円	九十八円十一銭
〃	〃	三億円	九十八円十銭
〃	〃	五億円	九十八円八銭
〃	第三十六回	五億円	九十八円五銭
〃	〃	十億円	九十七円九十銭
〃	第三十四回	十億円	九十七円八十八銭

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
〃	第十六回	三億円	九十九円五十六銭
〃	〃	二十億円	九十九円五十七銭
〃	〃	五億円	九十九円六十二銭
〃	第十九回	二十億円	九十九円八十一銭
〃	〃	三億円	九十九円八十四銭
〃	第二十回	二億円	百円六十一銭
〃	第二十一回	三十億円	百一円八銭
〃	第二十三回	三億円	百一円五十一銭
〃	第二十四回	五億円	百一円八十七銭
〃	〃	十三億円	百一円九十三銭
〃	第二十七回	十一億円	九十九円九十六銭
〃	〃	十四億円	百円二銭
〃	第二十八回	五億円	九十八円七十九銭
〃	〃	一億円	九十八円八十四銭
〃	第二十九回	二百八億円	九十八円六十二銭
〃	〃	四億円	九十八円八十八銭
〃	第三十一回	二億円	九十八円十四銭
〃	第三十二回	三十五億円	九十八円十三銭
〃	〃	五億円	九十八円十四銭
〃	〃	五億円	九十八円二十銭
〃	第三十三回	八十一億円	九十八円十六銭
〃	〃	十五億円	九十八円二十銭
〃	〃	二十一億円	九十八円二十三銭
〃	第三十四回	二十二億円	九十七円七十八銭
〃	〃	十億円	九十七円七十九銭
〃	〃	十億円	九十七円八十四銭
〃	第三十五回	二十一億円	九十八円二十四銭
〃	〃	五億円	九十八円三十銭